

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 夢展望株式会社

【英訳名】 DREAM VISION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡 隆宏

【本店の所在の場所】 大阪府池田市石橋三丁目2番1号

【電話番号】 072-761-9293 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 田中 啓晴

【最寄りの連絡場所】 大阪府池田市石橋三丁目2番1号

【電話番号】 072-761-9293 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 田中 啓晴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるように、責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条を変更して第2項とするとともに、業務執行取締役を含む取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定として同条第1項を新設するものであります。なお、本定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、企業経営における迅速かつ的確な意思決定を図ることを目的として、現行の定款第19条の取締役の員数を現行の8名以内から5名以内に変更するものであります。

(4) その他、上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

岡隆宏、田中啓晴、濱中眞紀夫を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

石原康成、八島隆雄、古川純平を取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役を除いた取締役への報酬額を年額300百万円以内と決定するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役への報酬額を年額100百万円以内と決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|---------------------------------|------------|------------|------------|-------|----------------------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 46,583 | 211 | 0 | (注) 1 | 可決 99.01% |
| 第2号議案 取締役3名選任の件 | | | | | |
| 岡 隆宏 | 46,479 | 315 | 0 | (注) 2 | 可決 98.79% |
| 田中 啓晴 | 46,503 | 291 | 0 | | 可決 98.84% |
| 濱中 眞紀夫 | 46,559 | 235 | 0 | | 可決 98.96% |
| 第3号議案 監査等委員取締役3 名選任の件 | | | | | |
| 石原 康成 | 46,573 | 221 | 0 | (注) 2 | 可決 98.99% |
| 八島 隆雄 | 46,579 | 215 | 0 | | 可決 99.00% |
| 古川 純平 | 46,573 | 221 | 0 | | 可決 98.99% |
| 第4号議案 取締役の報酬等の額 決定の件 | 46,552 | 242 | 0 | (注) 3 | 可決 98.94% |
| 第5号議案 監査等委員取締役の 報酬等の額決定の件 | 46,555 | 239 | 0 | (注) 3 | 可決 98.95% |

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。